

七、所 見

生活指導の重要性はますます強調するまでもなく、教科学習とともに学校教育における二つの柱であるということができよう。昭和三十一年度の重要な努力事項として示し、その推進について格段の措置がとられ、着々成果を見つつあるが、道徳教育はじめ取扱うべき面の広さと相まって今後の問題として考えなければならぬものが多い。

青少年問題協議会およびその他の関係

第九節 特殊教育はどのように振興されたか

昭和三十一年度における本県特殊教育の特色は、教育内容が質的に向上した点と、特殊教育に対する一般県民の関心が高まってきたことである。以下、それらの事情と残された問題について述べる。

一、「公立養護学校整備特別措置法」について

昭和三十一年六月に「公立養護学校整備特別措置法」が施行された。この法律によれば、国は公立の養護学校の新築、増築に要する費用の二分の一を負担すること、教職員の給料その他の給与に要する経費の二分の一を負担すること、その他が定められ、義務教育学校なみに扱われることになった。これは、養護学校が

各機関との密接な連携をもって効果的な実施を計るとともに、生活指導全般にわたる組織、方法、技術等についての研究ならびに実施について、その向上、徹底を期さなければならぬと考えられる。

なお、生活指導の手引書の作成について、要望もあるので立案中であるが、まず、中学、高校の生活指導に関する組織的な、また、重要な場の一つである「ホームルーム」の指導についての手引書、作成の仕事を進めており、四月中旬に完成の予定である。

義務設置に向けて一歩前進したものと、いえる。

また右と同時に「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の一部が改正され、養護学校の児童生徒も義務教育学校の児童生徒と同様の国家の援助をうけることになった。

このような法律の施行は、直接間接に特殊教育振興についての県民の関心を高めることになったが、具体的な施策は今後の課題である。

二、盲ろう学校の教育

盲・ろうの児童生徒に対して義務教育が施行されてから約十年、文部省は盲・ろう学校を分離して設置するように勧奨した結果、大部分の都道府県が独立校を

もつようになった。

本県においては、福島・郡山・会津・平の四校とも「盲・ろう」併設学校であり、盲・ろう分離な非常に大きな、しかも急を要する問題となっている。

教育施設・設備からいえば、普通教室の増設、職業科関係の教室と設備の増設、屋内体操場の建設等は、県下四校を通じて解決を迫られている課題である。

特に通学の困難な盲児童生徒、距離的に通学不可能な半盲や、ろうの児童生徒のために、寄宿設備の充実が必要である。

なお、寄宿設備については、婦人児童課所管の「光寮」のことと合わせて考えなければならぬ。

つぎに、東北地区盲ろう教育研究大会が福島盲ろう学校で開催されたことは、本県の盲ろう教育振興に大きな効果をもたらした。

主催 東北地区盲ろう教育研究会

福島県教育委員会事務局

期 日 三十一年六月十五、十六日

講師 東京教育大講師 佐藤 親雄

宮城県立ろう学校長 根岸保衛

研究討議 研究発表と討議は、つぎの分科会で行われた。

1 盲学校関係 (1)普通学科班 (2)理療科教育班

2 ろう学校関係 (1)発語成績向上班

(2)作文指導班 (3)理科教育班 (4)図工

科教育班 (5)職業科(理容)教育班

(6)自由研究班

3 事務職員、養護教員、寮母研究班

なお、三十一年十一月二十一日、福島盲ろう学校が燃失したことは、まことに遺憾である。しかし関係職員の適切な処置により、児童生徒に事故のなかったのは、不幸中の幸である。その後、同校は福島市森合の仮校舎(輸出絹業連合株式会社事務所寄宿舎等を借用)で、十二月二十一日から正常な授業を行っている。

三、特殊学級の教育

県下における特殊学級の設置状況は、小学校が一七学級(精薄学級一四、肢体不自由学級三、児童数合計二七〇人)中学校が三学級(精薄学級二、肢体不自由学級一、生徒数五一)合計二〇学級となっている。二〇学級という数は、理想的な状態から見れば、文学どおり「九牛の一毛」とでもいうべきであり、今後の増設が切に望まれる。

特に、特殊学級の設置は小学校よりも中学校において必要であるにかかわらず、中学校の特殊学級数は、現在わずかに三学級にすぎない。また管内別に見ると、十六管内のうち半数は未設置であり、その中には郡山・若松等の大きな市部もふくまれている。ここにも今後の努力点が見出される。

特殊学級設置の気運は、各地にも上ってきており、郡山市では「郡山市手をつなぐ親の会」が発会し、三十一年十一月二十五日には第一回総会がもたれた。その後この会は、三十二年四月からの設